

藤原貞敏による琵琶伝習の実態

付、『琵琶諸調子品』について

神田 邦彦

はじめに

日本の琵琶の師資相承と秘曲の相伝は、承和の遣唐使の時、藤原貞敏が渡唐して琵琶を学び、三秘曲（楊真操・流泉・啄木）を伝授されたことに始まる――。こうした歴史観は、鎌倉時代に成った琵琶の歴史物語『文机談』や『平家物語』諸本に見え、近年までほとんど事実のように言われてきた。⁽¹⁾⁽²⁾

しかし、ここ数年、貞敏が伝授されたという琵琶の三秘曲が、じつは院政期に宋から伝来したり、日本で編曲・作曲されたものである可能性が、複数の研究者から指摘され、このような歴史観は根本から考え直さねばならなくなつた。⁽³⁾

筆者は、先の説話文学会二〇二一年度大会において、こうした歴史観の登場が院政期であり、また秘曲が文献上に登場するのも院政期であつて、かつは琵琶の家が登場するのも院政期であることから、琵琶の名手を輩出した家が、次第に琵琶の家としての地位を固めていく中で、秘曲が登場し、秘曲伝授が行われるようになり、琵琶の家と秘曲の由緒来歴を語る歴史観も登場するようになったのではないか、との仮説を発表した。⁽⁴⁾

琵琶の家とは、弟子をもうけ、琵琶を教えるのを家業とする、いわゆる琵琶の家元であつて、とくに認めた者だ

けに伝授するのが秘曲や秘事・秘説の類である。中には家の後継者のみに伝授される秘事・秘説もあり、こうしたものの相伝は、家の技芸の流出を防ぎ、家を存続・繁栄させるために不可欠のものであった。だから、秘曲の登場と琵琶の家の登場とは不即不離の關係にあり、琵琶の師資相承や秘曲の由緒来歴を語る歴史観の登場も、秘曲や琵琶の家の登場と軌を一にしていたと考えられるのである。

ただし、この歴史観は、むろんまったくの虚構ではない。貞敏が唐へ渡り、琵琶を学んだこと自体は事実と認められ、その根拠となる史料も伝存するのである。だからこそ、この歴史観は長く信じられてきたのだろうが、秘曲を伝授されたとする記録は見当たらない。『文机談』ほかに見える貞敏以来の師資相承、秘曲相伝の次第にも、事実とは認められないところや不審点がたくさんある。また、この歴史観は時代とともに変容もしてきた。人々が加筆修正を加えてきたと思しいのである。つまり、結論を先取りして述べれば、これは貞敏時代から連綿と伝えられてきた動かぬ事実ではなくて、おそらくは院政期以降の人々が、日本の琵琶の淵源をたどり、日本の琵琶の師資相承と秘曲相伝の由緒を貞敏に求め、語り継いできた物語（説話）であったと考えられるのである。

この研究では、まず貞敏の琵琶伝習の実態を考察し、ついで琵琶の歴史観を記す文献を、時代を追って順に検討しながら、この歴史観の史実と虚構を、できる限り明らかにし、その実態をあばいてみたい。また、その変容の過程を追いかけてみたいのである。ただし、紙幅の關係から、本稿は貞敏の琵琶伝習の実態を考察するところまでとし、続きは別稿に発表する。

貞敏の琵琶伝習の実態については、佐藤辰雄氏の「貞敏の琵琶楽伝習をめぐる⁵⁾」があり、『琵琶諸調子品』の貞敏奥書に記す内容が伝習の実態であったとすることは、概ね妥当な論証で、研究史上意義深い。後続の研究者も氏の論に立脚することが多い⁶⁾。しかし、日本の琵琶の師資相承と秘曲の相伝が貞敏以来のものであるとする歴史

観を、大筋で事実と認めている部分(2)は従えない。また、その他にも首肯できない箇所や、追加したいことがたくさんある。そこで、ここではあらためて一から確認、検討したいのである。

貞敏が遣唐使准判官として唐へ渡り、琵琶を学んだことは、佐藤氏が指摘されるとおり、『日本三代実録』貞敏卒伝、及び『琵琶諸調子品』の貞敏奥書に見え、また円仁の『入唐求法巡礼行記』には、(円仁と貞敏とは宿泊地が異なつたためか)伝習のことは見えないが、貞敏が円仁らとともに同じ遣唐使船(第一船)に乗り込み、円仁らとともに揚州に滞在、唐に残る円仁と別れて帰朝の途につくまでのことが記されている。

佐藤氏の論文では、この三史料の比較検討を行つて、貞敏の琵琶伝習の実態を考察されているが、ここでは佐藤氏が言及されなかつた問題を中心に検討し、あらためて貞敏の琵琶伝習の実態に迫りたい。また、途中で『琵琶諸調子品』が抱える問題点も指摘する。では、まず『三代実録』からである。

一、『日本三代実録』貞敏卒伝について

『日本三代実録』は、清和・陽成・光孝三代の天安二年(八五八)八月、仁和三年(八八七)八月にわたる編年体国史で、藤原時平ら撰。貞敏没後、三十四年にあたる延喜元年(九〇一)の成立である。⁽³⁾まず、貞敏卒伝の原文を引いておこう。

(貞観九年(八六七)十月)四日己巳。従五位上行掃部頭藤原朝臣貞敏卒。貞敏者。刑部卿従三位継彦之第六子也。少耽愛音楽好学鼓琴。尤善弹琵琶。承和二年為美作掾兼遣唐使准判官。五年到大唐達上都。逢能弹琵琶者

劉二郎。貞敏贈砂金二百兩。劉二郎曰。礼貴往来。請欲相伝。即授兩三調。二三月間。尽了妙曲。劉二郎贈譜数十卷。因問曰。君師何人。素学妙曲乎。貞敏答曰。是我累代之家風。更无他師。劉二郎曰。於戲昔聞謝鎮西。

〔此何人哉。僕有一少女。願令薦枕席。貞敏答曰。一言斯重。千金還輕。既而成婚禮。劉娘尤善琴箏。貞敏習得新声数曲。明年聘礼既畢。解纜帰郷。臨別劉二郎設祖筵。贈紫檀紫藤琵琶各一面。是歳。大唐大中元年。本朝承和六年也。〕七年為參河介。八年遷主殿助。少選遷雅樂助。九年春授從五位下。数歳転頭。齊衡三年兼備前介。明春加從五位上。天安二年丁母憂解官。服闋拜掃部頭。貞觀六年兼備中介。卒時年六十一。貞敏无他才芸。以能彈琵琶。歴仕三代。雖无殊寵。声価稍高焉。²⁾

(傍線筆者)

傍線部が貞敏の琵琶伝習を伝える部分である。次にそこを訓読しておく。

承和二年（八三五）、美作掾となり、遣唐使准判官を兼ね。五年（八三八）、大唐に到り、上都に達す。能く琵琶を弾く者劉二郎に逢ふ。貞敏、砂金二百兩を贈る。劉二郎曰はく、「礼は往来を貴ぶ。請はれて相伝せんとす」と。即ち兩三調を授け、二三月の間に、妙曲を尽くし了んぬ。劉二郎、譜数十卷を贈る。因りて問ひて曰はく、「君の師、何人か。素より妙曲を学べるか」と。貞敏答へて曰はく、「是れ、我が累代の家風なり。更に他師無し」と。劉二郎曰はく、「戯れに、昔、謝鎮西を聞く。此れ何人か。僕に、一の少女有り。願はくは枕席を薦めしめん」と。貞敏答へて曰はく、「一言斯く重く、千金還りて軽し」と。既にして婚禮成る。劉娘尤も琴箏を善くす。貞敏、新声数曲を習ひ得。明年、聘礼既に畢りて、纜を解きて帰郷せんとす。別れに臨みて、劉二郎、祖筵を設け、紫檀紫藤の琵琶各一面を贈る。是の歳、大唐の大中元年（八四七）※開成四年（八三九）の誤り、本朝の承和六年（八三九）なり。

文中、※印以下に記したように、唐の大中元年は八四七年であり、日本の承和六年に相当するのは開成四年である。後述するように、円仁の『入唐求法巡礼行記』『続日本紀』によれば、貞敏が帰朝したのは唐の開成四年、日本の承和六年であり、大中元年は誤りである（佐藤氏論考にも指摘）。

さて、一部に理解しにくいところもあるので、ここでは次に口語訳しておく。

承和二年(八三五)、貞敏は、美作掾となり、遣唐使准判官を兼帯した。同五年(八三八)、唐に渡り、都長安に至った。琵琶を巧みに弾く者劉二郎に会い、砂金二百両を贈った。劉二郎は、「礼は行き来してその形をあらわすのを尊ぶ。望んで教えよう」と言った。すぐ二三の調子を授かり、二三ヶ月の間に、素晴らしい楽曲をすべて習いつくし、劉二郎は譜数十巻を贈った。そこで貞敏に、「君の師は誰だ。もともと習っていたのか」と聞いた。貞敏は、「これはわたしの家代々の家風でございまして、他に師はございませぬ」と答えた。劉二郎は、「これは冗談でいうのだが、昔、謝鎮西の琵琶を聞いたことがある。彼が師匠かね。ところで、私に一人の娘がある。よかつたら枕席(夜伽)にすすめようと思うのだがどうか(嫁にもらってほしいのだが、どうか)」という。

貞敏は、「一言の約束はこのように重いもので、千金といえども軽いものです(謹んでお引き受けいたしましょう)」と答えた。まもなく、婚礼が行われた。劉二郎の娘は、とりわけ琴と箏に優れていた。貞敏は彼女から新しい曲を数曲習った。翌年、聘礼(婚約のしるしに贈る贈り物。結納)が済んで、船の纜とらひなを解いて、帰朝しようとした。別れに臨んで、劉二郎は宴席を設け、紫檀製と紫藤製の琵琶それぞれ一面を贈った。この年は、唐の大中元年(※正しくは開成四年)、日本の承和六年(八三九)である。

これによれば、貞敏は唐の都長安に行き、劉二郎という琵琶の名人に会って砂金二百両を払い、「両三調」を授かり、二三月で「妙曲」を習い尽くし、「譜数十巻」を賜った。また、劉二郎の娘と婚姻し、娘から「新声数曲」を学び、別れの宴席では劉二郎から「紫檀紫藤琵琶各一面」を賜ったという。

ここで問題にしたいのは、貞敏が学んだという「両三調」や「妙曲」、賜ったという「譜数十巻」「紫檀紫藤琵琶各一面」である。佐藤氏は貞敏が伝習したものを、単に「琵琶曲」と一括りにして検討されていないが、「両三調」

は、後世『文机談』などでは、琵琶の三秘曲ともとれる書き方がされており、また「紫檀紫藤琵琶各一面」のうち、紫檀の琵琶は、のちに名器として知られることとなる玄象（玄上）とされ、紫藤の琵琶は牧馬あるいは青山ともいわれるからである。しかし、そうした理解は妥当なのか。

「両三調」は、訓読すれば「両三の調（ちよう）または「しらべ）」であり、「二三の調子」「いくつかの調子」、または「二三の曲」「いくつかの曲」の意である。ただ、この文脈では、砂金二百両を贈って、すぐ教わったのが「両三調」であり、その後二三か月かけて習得したのが、「譜数十巻」に及ぶ「妙曲」であるから、「両三調」とは、すぐ修得できるものであり、「妙曲」は「譜数十巻」に及ぶ、数の多いものであって、修得に二三か月を要するものということになる。そうしてみると、「妙曲」とは数々の楽曲のことであり、「両三調」とは、この「妙曲」（楽曲）を弾くための調子（調絃法）のことと見るのが自然である。また、学ぶ順序としても、まず調子を習い、次いで楽曲を習うというのが自然である。繰り返しすが、のちの『文机談』などでは、この「両三調」が、あたかも琵琶の三秘曲であるのとれるような書き方がされているのだが、それはこの卒伝の文脈を読むかぎり、さまざまな楽曲を弾くための、いくつかの調子（調絃法）であつたろうということである。

また、劉二郎の娘から学んだ「新声数曲」というのは、そのまま新しい曲を数曲、当時の流行曲を数曲の意であろうが、それは琵琶曲だろうか。「新声数曲」の直前に「劉娘尤も琴・箏を善くす」とあるので、その文脈でゆくと、琴曲か箏の曲、またはその両方か、ということになるが、判然としない。佐藤氏は、箏を習ったと解しておられるが、それは院政期以降、箏についても、貞敏が唐の廉承武の娘から学んだことが始まりとする歴史観が語られるようになるのに引かれたのではなからうか。しかし、上述のように、文脈からは琴または箏ともとれるが、むしろ琵琶の「新声」であつた可能性もあつて、明らかでない。

贈られた「譜数十卷」「紫檀紫藤琵琶各一面」について、詳細なことはまったくわからない。ただ、貞敏が乗った帰りの船は、九隻のうちの第四船で、貞敏はその船頭を勤め、無事九州の松浦郡生属島（生月島）に帰着した（『続日本後紀』承和六年（八三九）八月二十日条⁽¹⁶⁾）というから、『三代実録』の内容が事実なら、譜も琵琶も、無事に京都へ持ち帰った可能性があるといて、それが後世まで伝存した可能性は一応あったことになる。

一方、「譜数十卷」というのは、量的には、のちの『三五要録』（十二卷）に見るように、当時の現行曲のすべてを収録するくらいの量に相当し、紫檀製や紫藤製の琵琶というのは、琵琶の中でも最高級のものであるから、見方を変えれば、これらは貞敏の伝習を誇大に表現しようとしたものともいえる。

なお、このことは別稿に詳述するが、玄象・牧馬については、『枕草子』が文献上の初出とされており、貞敏帰朝からじつに百六十年余りのちの登場であるから、貞敏が琵琶を持ち帰ったとしても、それが玄象・牧馬であったかどうかはまったくわからないし、玄象が名器として尊重され演奏されるようになるのは、琵琶の歴史観が登場する十一世紀末からであり、しかも玄象の記録上最初の奏者は琵琶桂流の祖とされる源経信である⁽¹⁷⁾。だから、筆者は玄象をはじめとする名器の演奏も、じつは琵琶の家や秘曲の登場、歴史観の登場と関わっていたのではないかと考える。玄象は、単に楽器としてすぐれていただけでなく、それが琵琶の歴史観の中で、秘曲とともに貞敏が将来したとされたところから特別視されるようになったのではないか、ということである。

では、次に、貞敏の琵琶伝習を記す、もうひとつの史料である『琵琶諸調子品』の、貞敏の奥書を見てみよう。

二、『琵琶諸調子品』貞敏奥書について

『琵琶諸調子品』は、琵琶の二十七の調子の調絃法と絃合を記した譜で（その収録内容については第三節に詳説）、奥書には次のようであつて、貞敏が渡唐して琵琶を学んだ際、修了の証として贈られたものと解される。

大唐開成三年戊辰八月七日壬辰、日本国使、作牒状、付勾当官銀青光録大夫檢校太子庶事王友真、奉揚州觀察府、請琵琶博士。同年九月七日壬戌、依牒状、送博士州衙前第一部廉承武字廉十郎。則揚州開元寺北水館而、伝習弄調子。同月廿九日、学業既了。於是博士承武送譜。仍記耳。

開成三年九月廿九日判官藤原貞敏記

（書陵部所藏資料目録・画像公開システムの画像より翻刻）

（訓読）大唐開成三年戊辰八月七日壬辰、日本国使、牒状を作り、勾当官銀青光録大夫檢校太子庶事王友真に付し、揚州觀察府に奉りて、琵琶博士を請ふ。同年九月七日壬戌、牒状に依り、博士州衙前第一部廉承武（字廉十郎。生年八十五）を送る。則ち、揚州開元寺の北の水館にして、弄調子を伝習す。同月二十九日、学業既に了んぬ。ここにおいて博士承武、譜を送る。仍つて記すのみ。

開成三年九月二十九日、判官藤原貞敏、記す。

これによると、唐の開成三年（日本の承和五年、西紀八三八）八月七日、日本国使（藤原常嗣）は、勾当官銀青光大夫檢校太子庶事（遣唐使節担当の官）王友真に牒状を託し、揚州觀察府に琵琶博士の派遣を依頼した。同年九月七日、觀察府は（琵琶の）博士で、州衙（州の役所）前第一部の廉承武（字（輩行か）廉十郎、生年八十五）を送つてよこし、貞敏は揚州開元寺の北の水館で「弄調子」を伝習。同月二十九日、伝習を終え、廉承武より譜を贈られ

たので、ここに記したという⁽¹⁸⁾。

つまり、これは、廉承武から贈られた譜に、貞敏がその旨を記し、署名したものである。佐藤氏はじめ多くの研究者はこれを「跋文」と呼んでおられるが、それではあたかも貞敏が編纂したもののようである⁽¹⁹⁾。奥書とすべきであろう。

さて、佐藤氏がすでに指摘されているように、ここには先の『三代実録』卒伝とはまったく異なる内容が記されている。伝習地、伝習の過程、師の名前、伝習内容、伝習期間、贈られたもの——これらは、円仁の『入唐求法巡礼行記』によって、この奥書が貞敏の伝習の実態を伝えるものと認められるのである（詳細は第四節）が、本節では佐藤氏に取り上げておられない伝習した内容について検討したい。問題はこの『琵琶諸調子品』が、伝習を終えて廉承武から送られた譜であり、これが貞敏の学んだ内容であったということである。奥書では、伝習したのは「弄調子」であるという。「弄」は「音楽のしらべ。小曲」の意⁽²⁰⁾といい、この譜に記されているのは琵琶の二十七の調子の調絃法と絃合（調絃を確かめるための短い曲）であるから、それらを「弄調子」と呼んだのだろう。つまり、ここには、後世の琵琶の歴史観でいわれるような、琵琶の三秘曲（楊真操・流泉・啄木）の伝授は記録されていないし、それらの譜も含まれていないのである。ただし、この『諸調子品』末尾には、「啄木調」という、秘曲「啄木」でのみ用いる調絃法が記されている。これについては第三節で述べる。

ところで、奥書によれば、九月七日に廉承武が派遣されてきて、同二十九日に伝習を終え譜を送られたとあるから、伝習期間は九月七日から二十九日の二十二日間ということになり、その期間から推測すると、前述の『三代実録』卒伝がいうような、「譜数十卷」に及ぶ楽曲の伝習があったかどうかは疑わしい。しかも、この九月二十九日というのは、円仁の『入唐求法巡礼行記』によれば、長安行き一行の送別会が、同じ水館で行われた日であり、貞

敏も参加したと見られる（詳しくは第四節に後述）から、この奥書の内容が事実ならば、貞敏の琵琶伝習の修了を兼ねた宴席であった可能性もあり、伝習自体は二十九日より前に終わっていた——つまり伝習期間は二十二日間より短かった——可能性もある。

なお、調絃法と絃合は、さまざまな楽曲を弾くためのものであるから、これを学んだのであれば、楽曲も習ったと考えるのが道理である。しかし貞敏が学んだ楽曲を伝える譜は確認されておらず、伝わっていることとしては、『和名類聚抄』（元和三年古活字版）巻四の「曲調類第四十九」「壹越調曲」の、「賀殿」の項に、「古老伝云、承和遣唐判官藤原貞敏、以琵琶伝曲。林貞倉、奉勅作此舞」⁽²⁾（古老の伝に云はく、承和の遣唐判官藤原貞敏、琵琶を以つて曲を伝ふ。林貞倉、勅を奉じて、此の舞を作る）とあつて、これを信じれば、「賀殿」を琵琶で学んで持ち帰ったということだけである。当時日本で行われていたいわゆる雅楽の楽曲は、日本で作曲されたといわれるものを除くと、多くが平安初期までに大陸からもたらされたものであるから、貞敏が揚州で見た楽曲と、日本にある楽曲とに大きな相違が見られず、それゆえ、持ち帰ったのは「賀殿」だけだったのだろうか。これ以外、いまは不明というほかない。

三、『琵琶諸調子品』の諸問題

ともあれ、『琵琶諸調子品』奥書によれば、以上のようなことが理解されるのであるが、後述するように、佐藤氏をはじめ、何人かの研究者がこの史料の位置づけ・性格を誤って認識しておられるところがあるから、ここでの史料の概要と問題点についてはつきりさせておきたい。

(一) 諸本とその装訂、書写年代など

『琵琶譜調子品』には、宮内庁書陵部蔵伏見宮家旧蔵楽書に、伏見宮本、院禪本と通称される二つの伝本がある。伏見宮本は、書陵部での名称は「琵琶譜」(伏二〇七一)。一九六三年(昭和三十八)に「伏見宮本琵琶譜」の書名で、書陵部からコロタイプ複製が出ており、伊地知鐵男氏の解題²²⁾によれば、「平安中期十一世紀前後」の写(詳細は後述)という一巻一軸の卷子本で、本稿巻末の表1に示すように、前半に貞保親王の『琵琶譜』を、後半に貞敏奥書の『諸調子品』を、一筆で記す。全面に金銀の箔を散らし、界線を引いた数種類の色紙と飛雲紙を組み合わせた絢爛豪華な写本で、書写奥書はなく、前述の書写年代は伊地知氏の推定と思われる。

院禪本は、書陵部での名称は「琵琶譜」(伏一〇二六)。前述伊地知氏解題では、南北朝期写とされる一巻一軸の卷子本で、表1に示すように、オモテに貞保親王の『琵琶譜』を、紙背に貞敏奥書の『諸調子品』を記す。書写は一筆で、オモテのみ界線がある。紙背末尾に治暦五年(一〇六九)の院禪の書写奥書があるが、南北朝期の写本ということなので、この奥書はその写し(またはその子孫)である。院禪は、琵琶西流の祖といわれる賢円の弟子とされ、生没年未詳だが、『古今著聞集』第二五四話によれば、白河院時代に、琵琶桂流の祖源経信とその息基綱とともに、琵琶の名匠八人のうち選ばれた²³⁾というから、白河院政期、十一世紀後半の人となる。ちょうど、琵琶の家が登場し、秘曲が行なわれるようになり、琵琶の歴史観が言われるようになる時期の人である。

さて、この『諸調子品』と合写される貞保の『琵琶譜』は、その序文によれば、延喜二十年(九二〇)十月から翌二十一年の九月にかけ、「余(貞保)が「太上天皇」(宇多法皇)の命令で、「上野太守親王」(敦実親王)に琵琶を教習し、その証として贈った譜である。また、一方の貞敏奥書の『琵琶譜調子品』は前述のとおり、貞敏が唐の開成三年(承和五年、八三八)に、廉承武より送られた譜で、その伝習した内容を記すものである。したがって、

譜の内容や成立事情からいって、この貞保の『琵琶譜』と貞敏奥書の『諸調子品』とは別個の文献であり、それを一巻のうちに一続きに写したのが伏見宮本、一軸の卷子本の表裏に書写したのが院禪本と理解すべきである。

ところが、このうち伏見宮本は、前記のように「伏見宮本琵琶譜」という名称で複製本が出て、書陵部の登録名称も「琵琶譜」であるためか、貞保の『琵琶譜』と貞敏の『諸調子品』を別個の文献と見做さず、これらを合わせて一つの琵琶譜と見る研究者が相次いでいる。前述の佐藤氏がそうであり、その後も続いている。²³

また、こうした誤解は何も現代だけのことでなく、中世からそうであったと、福島和夫氏が指摘しておられる。

（※伏見宮本『琵琶譜』では）前半に南宮譜（※貞保の『琵琶譜』のこと）が、後半には諸調子品が合収されため、序文・琵琶譜・跋文の順序となり、さらに二種の本文を一続きのものに見誤る結果、全体を序文・譜本文・跋文と連続する一つの文献と誤認する例は、古来絶えない誤りである。その上序文にいう伝授者「予」（※正しくは「余」と跋文記名の貞敏を同一人物とし、序文にある受伝者「上野太守親王」を貞保親王と誤認する処から、現実にはありえない貞敏（八〇七〜八六七）から貞保親王（八七〇〜九二四）への直接伝授を想定する例が極めて多いことになります。『文机談』菊亭家本であり、ほとんどの琵琶血脈がそうなっています。

延文本『琵琶血脈』（一〇九頁上段『伏見宮田蔵楽書集成』一）はこの矛盾に気づいた後世の修訂の例と考えられます。²⁴（※以下は筆者注）

つまり、貞保の『琵琶譜』と貞敏奥書の『諸調子品』を一続きに記すと、貞保の『琵琶譜』の方に序文があり、貞敏の『諸調子品』の方に奥書があるため、序跋を備えた一巻の琵琶譜にも見えるわけである。しかも序文中の人名表記がまぎらわしいので、あたかも貞保が序文を書き、貞敏が跋文を書いた、貞敏から貞保への伝授譜と解する例があつたをたたない。その一つが『文机談』（菊亭本）であり、多くの『琵琶血脈』なのだという（『文机談』と『琵

琵琶脈』については別稿で述べる)。

ちなみに、書陵部所蔵資料目録・画像公開システム所載の説明では、伏見宮本は「琵琶譜(延喜二十一年序、開成三年藤原貞敏跋)」と題され、また「編著者・貞保親王」、「一名・南宮琵琶譜」とあって、まさに貞敏の跋を有する貞保親王編纂の、一巻の琵琶譜としか理解できない書き方がなされている。これは、院禪本の方も同じで、「編著者・貞保親王」、「一名・南宮琵琶譜」とする。

しかし、福島氏が指摘されるように、貞保は貞敏没後の誕生であるから、貞敏から貞保への直接の師弟関係は成り立たず、また二人が共同で一巻の琵琶譜を編纂することもありえない。

ただし、別個のものであったのを、いつの時点で合わせたのかという点については、断定がむずかしい。前述の伊地知氏解説は、貞保が『琵琶譜』を編纂する際、貞敏の『諸調子品』を「付載した」と推測され、池和田有紀氏もこれに従っておられる⁽²⁾。たしかに、この可能性もあろう。

しかし、伏見宮本の書写の時点で合写されたと見ることもできる。院禪本では卷子本のオモテに貞保の『琵琶譜』を、紙背に貞敏の『諸調子品』を写している。だから、(原本の閲覧許可が下りず、現状が原装なのかは不明だが、院禪本ではオモテの貞保の『琵琶譜』の方にのみ界線が引かれているので、仮に現状が原態であるとみなすと)貞保の『琵琶譜』と貞敏奥書の『諸調子品』は、それぞれ別個の文献として伝わっていて、それが表裏に書写されたと見るのが自然である。おそらく、『諸調子品』は、貞保の『琵琶譜』の紙背裏書として書かれたものだろう。

そうしてみると、前半に貞保の『琵琶譜』を、後半に貞敏の『諸調子品』を置くというかたちは、伏見宮本独自のかたちと見るべきもので、これがもとのかたちであったかはわからない。むしろ、貞保の『琵琶譜』と貞敏奥書の『諸調子品』を一続きのものとし、一巻の琵琶譜と誤解させることが、伏見宮本書写者の狙いだった可能性も考

えるべきだろう。このことは伏見宮本の書写年代がいつかという問題（詳しくは後述）とも関わるが、前述の福島氏の指摘にあるように、のちに『文机談』をはじめとする琵琶の歴史観では、貞敏と貞保とは、直接の師弟関係があったことになっており、しかも『文机談』菊亭本第一冊「貞敏譜序事」では、貞保の『琵琶譜』の序文が、「貞敏譜序云」として引かれているのである。これは著者隆円が、伏見宮本のような伝本を披見していたことを示している。言いかえれば、伏見宮本のような伝本が、貞敏から貞保への伝授（貞敏と貞保の師弟関係）を示す史料として機能していたことを示しているのである。しかも、伏見宮家に伝わった楽譜・楽書というのは、その師範筋にあたる西園寺家や、その師範にあたる琵琶西流師範家伝来の楽譜・楽書を母体としているから、琵琶西流師範家の宗匠藤原孝時(28)の右筆であった隆円が見たのは伏見宮本のものであった可能性もある。いずれにせよ、この伏見宮本のようなたちの伝本が、琵琶の歴史観に深く関わっていることを踏まえると、貞保の『琵琶譜』と貞敏の『諸調子品』を意図的につなげた可能性は考えられてよい。

また、いまひとついえば、伏見宮本は、前述のように、美しい色紙と飛雲紙に書写された豪華本である。その装訂の見事さから言えば、規範となる伝本として後世に残そうとの意図をもって制作されたものといえる。しかし、もしそうであるならば、なぜ別々の文献を一卷一軸のうちに続けて合写したのであるかという疑問がある。規範となる写本を作るのであれば、原態を維持すべく、それぞれを一卷一軸に仕立て、合わせて二巻二軸とするのが自然であろう。むしろ、伏見宮本の親本がすでにこのかたちであったというならそれまでであるが、もし、別箇のものであったものを、一卷一軸のうちに一続きに記したとするなら、その意図するところは、一体何だったのであろうか、ということである。

いずれにしても、貞保の『琵琶譜』と、貞敏奥書の『諸調子品』とは、成立事情も、内容も異なる別個の文献で

あることは確かである。だから、現在の書陵部の目録、データベースの記載などは改められるべきである。問題は、伏見宮本のようなかたちが、貞保が『琵琶譜』を編纂したとき、『諸調子品』を巻末に「付載」したことで生まれたのか、それとも伏見宮本の書写者が生み出したのか、である。そうして、『文机談』をはじめとする琵琶の歴史観では、貞敏から貞保への直接伝授（師弟関係）があつたことになっており、伏見宮本ないしはそれと同じような伝本が、『文机談』の著者隆円の手元にあつて、琵琶の歴史観を支える重要な史料の一つになつていたということである。

なお、前出伊地知氏の解題によれば、伏見宮本は、

伏見宮家に収蔵されていたときは、樂書大呂部の第五十四号「琵琶諸調子品」・第五十七号「調子品^{不_足}」・第七十三号「五調子譜」の三部にわかれ錯乱分蔵していたものを当部において統合整理して、「琵琶譜」「琵琶諸調子譜（^{題飯}）」の二部二卷に再編成したものである。³⁰

とのことであり、もとは三部であつたものを、書陵部の判断で、二部二卷に仕立てたというが、その根拠については言及がない。これは大きな問題で、これではなぜ三部に別れていたものを、二部二卷に仕立てたのがわからないし、それが妥当な処置であつたかどうかもわからない。検証しようとしても、閲覧が叶わない。書陵部の処置が妥当であるなら、杞憂に過ぎないことだが、現在のかたちが違つていたとなると、事は大きくある。筆者が憂慮するのは、修補する際、貞保の『琵琶譜』と貞敏奥書の『諸調子品』が、もとは一続きの琵琶譜であつたということとを、『文机談』その他の琵琶の歴史観を根拠に推測した場合である。さきほど、伏見宮本のような伝本が『文机談』の歴史観を作り、支えて来たのではないかと指摘したばかりであるが、『文机談』をもとに、貞保の『琵琶譜』と貞敏奥書の『諸調子品』をつなげて一巻としたのでは本末転倒である。その意味で、料紙の状態（たとえば、虫

穴、破損箇所、紙継ぎ位置の検討など)を踏まえた書誌学的調査検証が望まれる。

ちなみに、前掲伊地知氏解題中の「琵琶諸調子譜(題)」というのは、現在『琵琶諸調子譜』の題で登録されている琵琶の楽譜(伏二〇七二)のことで、伏見宮本の貞保の『琵琶譜』と貞敏奥書の『諸調子品』とは料紙が同じであるといい、筆跡も同じである。したがって、筆者はこれら伏見宮の三種の琵琶譜については、まとめて調査研究する必要があるのではないかと思う。一体いつごろの写本と考えられるのか、その記譜法や譜字の字形などの諸点も含め、今後検討されるべきだろう。

(二)『諸調子品』の内容と「啄木調」について

では次に、標記の問題に移りたい。『諸調子品』と合写されている貞保の『琵琶譜』については、後掲の表1に示したように、伏見宮本と院禪本とで、記事の分量にかなりの異同がある。本稿では話がそれるから詳しい検討は別稿に譲るが、今後史料批判が必要である。貞敏奥書の『諸調子品』については、後掲の表1で明らかのように、碧玉調の絃合の有無が大きな異同であり、その他は字句の小さな異同と、院禪本には院禪の書写奥書があるという違いである(院禪本に碧玉調の絃合がないのは書き落としたらうか)。そうしてみると、貞敏が学んだのは、以下に記す琵琶の調子(調絃法)と緒合であったことになる(いま仮に番号を付す)。

- 1 壹越調、2 壹越上調、3 沙陀調、4 双調、5 平調、6 大食調、7 乞食調、8 少食調、9 道調、10 黄鐘調、11 大黃鐘調、12 水調、13 万涉調、14 風香調、15 返風香調、16 仙女調、17 林鐘調、18 清調、19 殺孔調、20 難調、21 仙鶴調、22 鳳凰調、23 鴛鴦調、24 南品調、25 玉神調、26 碧玉調(※院禪本になし)、27 啄木調

さて、ここですまず気になるのは、末尾に「啄木調」という、院政期以降行われるようになる秘曲「啄木」に用い

る調絃法が記されていることである（ただし絃合や「啄木」の譜はない）。これももし、貞敏当時も存在したものであり、貞敏時代も「啄木」を演奏する時にのみ使用される調絃法であったとするなら、貞敏時代に「啄木」が存在し、貞敏が啄木を伝授されたことになろう。

しかし、これを否定されたのが早川太基氏で、啄木がじつは宋代流行の琵琶独奏曲であり、日本への伝来は院政期であつて、啄木なる琵琶独奏曲が唐代に存した痕跡は中国側の文献に見出せないという⁽³⁾。これによるなら、貞敏が学んだ中に「啄木調」という調絃法が記されているのは不可解というほかなく、貞敏の時点では存在しなかったものを、後人が増補したと考えなければならぬ。そこで、問題になってくるのは、『諸調子品』の現存最古の写本といわれる伏見宮本の書写年代である。

『諸調子品』の伝本は、伏見宮本も院禪本も、閲覧が禁止されていることもあつてか、これまで史料批判は行なわれておらず、わずかに伏見宮本の解題（前述伊地知氏執筆）があるに過ぎない。だから、前述したように、その「平安中期十一世紀前後写」（伏見宮本）、「南北朝期写」（院禪本）という書写年代も、他の研究者には検証されていない。伏見宮本にあつては、「平安中期十一世紀前後」の書写とされていて、これが曖昧な表現で理解がむずかしい。平安中期は一般に、九世紀末の醍醐天皇時代（八九七年）以降（または村上天皇の時代（九四六年）以降）、十一世紀の後冷泉帝時代（一〇六七年）までをいうとされ、十一世紀は一〇〇〇～一〇九九年までをいうから、平安中期と十一世紀はイコールではない。一部が重なるだけである。そうなると、これは「平安中期、とくに十一世紀ごろ」というほどの意だろうか。ただ、平安中期にしても、十一世紀にしても、前出早川氏によれば、啄木の初見は宋の慶暦八年（一〇四八）、流行は嘉祐二年（一〇五七）以後で、日本への伝来はそれ以降になるということであるから、啄木の伝来は一〇五七年（後冷泉朝の天喜五年）以降となり、伏見宮本の推定書写年代に重なる。また、琵琶の秘曲

や琵琶の歴史観が登場するのも十一世紀末、源経信・基綱親子の時代であるから、それとも時期が重なることになる。伏見宮本は、啄木が宋から伝来し、琵琶の家が登場して、秘曲が行われるようになる時期に書写された可能性があるのである。また、このことは、南北朝期書写の院禪本についても同じことがいえる。院禪本自体は、南北朝期の写本であるが、治暦五年（一〇六九）三月の院禪の書写奥書があるから、これを信じれば、院禪本の祖本にあたる院禪自筆本は一〇六九年、啄木流行の嘉祐二年（一〇五七）から十二年後の本ということになる。いずれも、早川氏のいう啄木渡来後の本であったことになり、後人が「啄木調」を増補した可能性はあるといえるのである。なお、伏見宮本の書写年代について、原本が調査できない範囲では次のようにも言えるであろう。貞敏の『諸調子品』に記された調絃法のうち、貞敏が整理して定めた四調以外は、貞敏が整理したのちは使われなくなるから、実質的な意味で、『諸調子品』自体は無用になっていたはずである。だから、これを、伏見宮本のように豪華な装訂に作るというのは、明らかにそこに貞敏の功績を顕彰しようとする考えがあるからである。そうしてみると、この伏見宮本の書写年代は、琵琶の歴史観が登場する十一世紀後半以降と見るのが自然である、と。

ちなみに、現在の書陵部のデータベース所載の解説では、書写年代を「平安中期」としていて、伊地知氏のいう「平安中期十一世紀前後」とはずれがある。

そしてまた、疑わしいことを一つあげるなら、次頁の写真のように、啄木調は本文の末尾に記されている（写真向かって左側の料紙の二行目と三行目。奥書は四行目から始まる）が、絃合はなく（ほかの調絃法にはある）、しかも奥書との間に余白はない。通常は本文を記したら、余白をいくらかあけて奥書を記すものであるのに、一行の余白もないのである（これは院禪本でも同様にする）。だから、その点はいささか不審であり、伏見宮本作成時の下書きか、あるいはその親本の段階で、本文の末尾と奥書との間の余白にあとから書き足された、だから余白がない、

だから絃合が書かれていない、と考えることも可能なわけである。こうしたことを踏まえれば、この『諸調子品』末尾の「啄木調」は、後人増補の可能性もあると言わねばならないのではないか。一つの可能性であり、問題提起であるが、こう考えなければつじつまが合わない。

(三) 貞敏の功績について

さて、この『諸調子品』に記される琵琶の調絃法（いま問題の「啄木調」はひとまず措く）を、貞敏が唐から持ち帰ったことの歴史的意義については、林謙三氏の「琵琶調絃の種々相」^[33]に詳しく、とくに音楽学的意義については、筆者の理解の及ばないところもあるが、貞敏の『諸調子品』が楽人には古くから享受されてきたことは、貞敏の琵琶伝習の実態を究明する上で欠かせないことである。そこで、ここからは氏の論考を参照しながら、その享受の変遷を見ておきたい。

ア、貞保親王の『琵琶譜』奥書に見る貞敏の功績

まず貞敏の琵琶伝習に触れたのは、貞保の『琵琶譜』であり、同書巻末の奥書には次のように記されている。

藤原貞敏による琵琶伝習の実態

画像は本冊子にてご覧ください。

宮内庁書陵部蔵「琵琶譜」(伏 2071) 巻末

調子品

風香調

返風香調

黄鐘調

清調

其琵琶調子品、其數繁多、忽不可彈尽。然貞敏朝臣、究彈諸調、無所不貫。綜而或其音不殊美、或合笛多迂。仍定四調備雅樂（是四調子則是也。故陸奥介良春之所謂伝也）。若多欲知諸調、周案譜可覚。必不可拘師伝。

（書陵部所蔵資料目録・画像公開システムの画像より翻刻。句読点、傍線、括弧は筆者）

（※傍線部、院禪本に異同あり。所：院禪本なし。脱落か。周：院禪本「同」に作る。文意により周を採った）
（訓読「其」以下）それ、琵琶の調子品は、その數繁多にして、忽ちに弾き尽くすべからず。然るに、貞敏朝臣、諸調を究め弾き、貫かざる所無し。綜じて或はその音、殊に美しからず、或は笛に合はずに多く迂みたり。仍つて、四調を定め、雅樂に備ふ（この四調子、則ちこれなり。故陸奥介良春の謂ひ伝へし所なり）。若し、多く諸調を知らんと欲せば、周く譜を案じて、覚ゆべし。必ずしも師の伝に拘はるべからず。

（「迂」は、まがる、くねる等の意があり、文脈から推測するに、笛に合わせても、音が合わないの意であるう。ここは同字の古訓によって「ひがむ」と訓じた）

これによれば、琵琶の調子は數多くあつて、すぐに使いこなすことができない。しかし、貞敏はこれを極めて、弾きおおせないところはなかつた。ただし、その音は総じて必ずしも美しくなく、笛に合わそうとしても、多くはうまく合わなかつた。そこで、（貞敏は）その中から四つの調を選んで定め、これを雅樂に使つた（右に掲げた四

調子（※風香調、返風香調、黄鐘調、清調）がこれであり、（以上は）故陸奥介良春（貞敏息³⁴）より聞き伝えたところである。もし、多くの諸調子を理解しようと思ふならば、ことごとく譜を理解して、覚えるべきである。必ずしも師の教えに従ふ必要はない——と。

これによれば、貞保は貞敏の調絃法整理を、息子の良春から伝え聞いたというから、貞保が貞敏から直接学んだわけではないことは明らかである。先述のように、貞敏は貞保誕生前に没しているから、二人の間に師弟関係は成り立たないし、秘曲の相伝もありえないのであるが、そのことはここでもはっきりと裏付けられるのである。貞保の『琵琶譜』は、貞敏整理後の琵琶四調子のさまざまな手を、敦実親王に教授した時、その証として送った譜であるから、貞敏の業績を、間接的に受け継いだものであった。

イ、藤原師長の『三五要録』に見る貞敏の功績

さて、貞敏が調絃法を整理したことは、院政期成立の藤原師長の琵琶譜『三五要録』巻二にも見える。

風香調 返風香調

黄鐘調 返黄鐘調

清調 双調

平調 啄木調

私案、琵琶調子品、上古各本調、絃管無異。即以琵琶平調、合笛平調。以琵琶黄鐘調、合笛黄鐘調。而、我藤原貞敏祖師守宮令、定四調、備雅樂。所謂、風香調、返風香調、黄鐘調、清調是也。今世、以琵琶風香調、合笛黄鐘調・盤涉調。以琵琶返風香調、合笛平調・沙陀調・双調・水調。以琵琶黄鐘調、合笛平調・性調。以琵琶返黄鐘調、合笛大食調・乞食調。又以琵琶清調、合笛平調・盤涉調。然、以風香調、合笛盤涉調、以返風

藤原貞敏による琵琶伝習の実態

香調、合笛老越調時、絃急易絶、調高、難和。爰以琵琶双調、合笛老越調、以琵琶平調、合笛盤涉調、緩急得中、清濁叶宜。故用件八調、以彈諸曲焉。

(伏見宮本『三五要録』卷二、伏九三一の紙焼き写真より翻刻。傍線・波線・破線、句読点は筆者)
〔私案〕以下訓読 私に案ずるに、琵琶の調子品、上古は各々本の調にして、絃管異なること無し。即ち、琵琶平調を以つて笛の平調に合はせ、琵琶黄鐘調を以つて笛の黄鐘調に合はす。しかるに、我が祖師守宮令(※貞敏の極官掃部頭の唐名。貞敏を指す)、四調を定め、雅楽に備ふ。所謂、風香調、返風香調、黄鐘調、清調これなり。今の世は、琵琶風香調を以つて笛の黄鐘調、盤涉調に合はせ、琵琶返風香調を以つて笛の老越調、沙陀調、双調、水調に合はせ、琵琶黄鐘調を以つて、笛の平調、性調に合はせ、琵琶返黄鐘調を以つて笛の大食調、乞食調に合はせ、また琵琶清調を以つて笛の平調、盤涉調に合はす。しかるに、風香調を以つて笛の盤涉調に合はせ、返風香調を以つて笛の老越調に合はす時、絃急に絶へ易し。調べ高く、和し難し。ここに琵琶双調を以つて笛の老越調に合はせ、琵琶平調を以つて笛の盤涉調に合はす。緩急中を得て、清濁叶ひて宜しきなり。故に件の八調を用ひ、以つて諸曲を弾ず。)

これによれば、琵琶の調子は、上古は管楽器(笛)と同じ調子を用いたが、貞敏は四調、すなわち風香調、返風香調、黄鐘調、清調を定めた。いまは、琵琶風香調、琵琶返風香調、琵琶黄鐘調、琵琶返黄鐘調、琵琶清調を用いる。しかし、風香調で笛の盤涉調に合わす時と、返風香調で笛の一越調に合わす時に、絃が切れやすい。そこで、琵琶双調と琵琶平調を定め、八調子としたという。

ここでまず気になるのは、琵琶風香調、琵琶返風香調、琵琶黄鐘調、琵琶返黄鐘調、琵琶清調に、琵琶双調と琵琶平調を加えると七調子であり、八調子にはならないことである。ただ、これは前掲破線部にあるとおり、目録で

は啄木調が加わっている（譜本文にもある）ので、八調子というのは啄木調を加えた数字だと理解される。では、右の説明文中で啄木調に言及がないのはなぜだろうか。貞敏が四調子に整理し、その後増えて八調子になる過程の説明の中に、啄木調の名が見えないのはなぜか、日本の琵琶の調絃法の歴史的叙述の中に啄木調が入っていないのはなぜなのかということである。これは先の貞保の『琵琶譜』でも同様であり、貞保の『琵琶譜』では、目録の中にも、譜本文の中にも、この啄木調がまったく見出せない。

右の『三五要録』の目録には「啄木調」があり、譜本文にもそれがあるのは、師長の時代は啄木が行われていたから当然なのだが、それが貞敏時代から存在し、琵琶の歴史観がいうように、貞敏が「啄木調」を持ち帰り、その後それが相伝されていったのなら、貞敏が調子を整理した時、貞敏はその中に「啄木調」を残したはずで、そのことはそれを承けた貞保の『琵琶譜』の中でも言及されていてよいはずである。そして、『三五要録』において、その後八調子が増えていく過程の説明の中でも、他の調子とともに記されてよいはずなのに、見えない。これは、そもそも啄木調が、貞敏にはじまる日本の琵琶の調絃法の、その変遷の過程の中にはなく、院政期になって加わったものであったからではないのか。『諸調子品』に「啄木調」が収録されていることはこうした点からも不審であり、後人増補を想定すべきではないだろうか。

さて、ここ『三五要録』でも貞敏の調子整理が挙げられ、その後調子の数は増えることになったものの、貞敏の定めたものがその基礎になっていたことがわかる。そして、ここで筆者がもう一つ注意したいのは、師長が貞敏のことを「我祖師守宮令」と呼び、貞敏を自分の「祖師」と仰いでいることである（守宮令は貞敏の極官掃部頭の唐名）。このことは『古事談』第六第二十一話にもそのまま「貞敏ヲバ、妙音院入道ハ常吾祖師守宮令ト被仰ケリ」と出ている（これはこの『三五要録』から出た話だろう）が、それは、『三五要録』の文脈によれば、貞敏整理の四調子⁽³⁵⁾

が日本の琵琶の調絃法の礎になっているからであり、その功績を尊ぶからであろう。そうしてみると、日本の琵琶の師資相承と秘曲の相伝の始原に貞敏を置く背景には、貞敏整理の四調が、その後の日本の琵琶の調絃法の礎になったという功績が大きく関わっていたといえるだろう。

ウ、『胡琴教録』に見る貞敏の功績

ところで、この『要録』の編者師長と同時期に活躍した、中原有安の琵琶に関する言談を筆録した『胡琴教録』の上巻「諸調子品」には、この貞敏による調子整理についての、有安と師長との問答が記されている。

師説曰、土左大臣殿、御上路（ついで）のとき、四ヶ条のふしむを奉問。（有安）「一には、往昔は雖多曲調、中古所用四調也。見南譜（風香々、眞鐘々）。しかるに、いまのよ、双調・平調、これをひきくわう。このでう、南宮のふのおくがきのむねにまかせて、以案譜ひきいだすところか。しからは、いづれの時よりもちゆるぞや」。答云、（師長）「しらがざるところ也」。（後略）⁽³⁶⁾

有安によれば、琵琶の調子は、かつては数多く存在したが、「中古」は四調子を用いたといい、そのことは「南譜」（南宮譜、すなわち前述の貞保親王の『琵琶譜』を指す。貞保は南宮と呼ばれた）に見えるという。いまはこれに双調と平調を加えるが、これは『南宮譜』（貞保の『琵琶譜』）の奥書に記すところによって、考え出した判断だろうか。だとすれば、それはいつの時代から用いるようになったのかと聞いている。つまり、根拠、出典は何かあるのかということだが、それに対して師長は「知らない」という。有安のいうことは、前掲の『要録』に記すところと一致するが、『要録』の前掲波線部「ここに、琵琶双調を以つて笛の壱越調に合はせ、琵琶平調を以つて笛の盤涉調に合はす」（原漢文）の圈点部「ここに」とあるのによれば、師長が琵琶双調と琵琶平調を加えたようにもそれそうだが、そう理解してよいか、『三五要録』を遡る琵琶譜で、このことを明らかにできる譜が見当たらないのでわからない。

ただ、ここでも貞敏整理の四調が、日本の琵琶の調絃法の歴史の中しつかり位置付けられていることを知る。こうした認識は、当時にあつては、先の師長だけでなく、多くの琵琶奏者の共有するところであつたのだろう。

こうしてみてみると、貞敏の功績は調絃法の請求と整理であつたとされてきたことがわかる。それは、貞敏にもつとも近い時期の成立である貞保の『琵琶譜』においても、院政期成立の『三五要録』においてもそうであり、鎌倉前期成立の『胡琴教録』もそのことを裏付けていた。このことは『琵琶諸調子品』と貞敏の調子整理が早くから琵琶奏者の間では知られていたことを示している。前述の林謙三氏は、唐の琵琶の調絃法から日本の鎌倉時代に到る、琵琶の調絃法の歴史を通覧して、「奈良時代に伝えた唐の古説とは、やや異なるところのある中唐の新説がわが琵琶調の直接的根元」であり、「この意味で、一卷の『琵琶諸調子品』をわが雅楽にもたらしした貞敏の功績ははなはだ大きく、その書の価値もまたはなはだ高いといわなければならない」とされる。⁽³⁷⁾ 貞敏の功績は、それまで伝わっていた古説に代わつて、中唐の新説を請求したことにあつたという。ただ、筆者がこれに付け加えたいのは、こうした貞敏の功績が、貞敏を祖と仰ぐ歴史観を生む温床の、重要な一つになつたであろうということである。貞敏が秘曲を伝授されたという記録はなく、また彼が日本の琵琶の師資相承の始原にあたるというのも実際はありえないのだが、彼がそのように言われるに至つたのは、一つにはこの功績にあつたと思われるのである。

四、円仁『入唐求法巡礼行記』について

では、話を貞敏の琵琶伝習の実態解明に戻したい。『諸調子品』には右のような問題があるわけであるが、第二節で確認した同書の奥書の内容が、円仁の『入唐求法巡礼行記』に記すところと齟齬がないことは、佐藤氏にすでに指摘がある。が、ここでもまずは『巡礼行記』を読み解くところからはじめたい。

まず、『行記』に見える貞敏の主な動向を、塩入良道氏校注『入唐求法巡礼行記1』（東洋文庫³⁸）をもとに、時系列に抽出してみると、後掲の表2のようになる（100頁以下参照）。

いま、『行記』によって、貞敏の動向をたどってみると、彼は、円仁らとともに遣唐使船（第一船）に乗り込み、博多を出航。揚州に着く直前の海陵県宜陵館で下痢をし、一度病臥している。これが唐の開成三年七月二十四日である。揚州到着は翌二十五日。『諸調子品』奥書によれば、揚州觀察府に琵琶博士を依頼したのが八月七日で、これは円仁らの天台山行き許可を請う牒状を提出した八月三日に近接し、遣唐大使ら一行が長安に向けて出立する十月四日より二か月近くも前のことである。つまり、彼は最初から揚州での琵琶伝習を求めたということになる。これは揚州到着直前に下痢をおこし、体調を崩したためであろうか。遣唐使一行が、海を渡り、七月一日にはじめて陸地に上陸して以来、八月二十一日までに、『行記』に見えるだけです。七人が腫物の病や下痢で命を落としていた³⁹。それほどまでに、この渡航と現地の劣悪な状況とは過酷なものであった。体調を崩した貞敏は大事をとり、揚州からさらに長い旅路となる長安行きを早々に断念して、揚州での琵琶伝習に切り替えたのかもしれない。

また、『諸調子品』奥書に、伝習を終えて譜を送られたとする九月二十九日は、『行記』によれば、伝習が行われた開元寺の北にある水館で、長安行き一行の送別会が開かれた日でもあったから、貞敏の伝習修了を兼ねた宴席であった可能性もある。が、だから貞敏はその後長安行きの一に加わって長安に行くこともできなかった。彼の伝習は長安行き一行が出立する前に終わっていたのだから。にもかかわらず、長安行きに加わらなかつたのは、やはり先述の下痢を起こした一件が関係していたものか。しかし、貞敏がたとえ長安行きに同行したとしても、彼らは長安での長期滞在を叶えられず、早々に下向することとなったから、満足のいく伝習はできなかっただろう。いずれにせよ貞敏は、結果として、円仁らとともに揚州に滞在し続けることとなったが、長安行き一行がちょうど長安に着く

十一月二十九日頃にはまた病臥している。何の病か、具体的なことは記されていないが、この時は発心して出家の許可を求め、また仏画などを描かせ、齋会を設けているから、かなり重篤であったらしい。下痢をして以来、貞敏の体調がどのようなものであったか、『行記』に記されていないが、こうしたことをみると、万全の体調でなかった可能性があり、それゆえの揚州残留だったのかもしれない。そうして、そうこうするうちに長安行きの一行が帰還し、貞敏の病も癒えたのであろうか、日本へ帰国することとなるのである。

こうしてみると、貞敏の渡唐は、当初は長安での琵琶伝習を計画していたであろうが、揚州到着直前に体調を崩したことから、早々に揚州での伝習に切り替え、揚州で学んで帰ることになるといって、不甲斐ないものであった。しかも、伝習期間はわずか二十日余りであり、学んだものとして現在確認できるのは、琵琶の調絃法と絃合（『諸調子品』、楽曲「賀殿」（前述『和名抄』）のみであった。そうして、伝習にあたったのは、「州衙前第一部廉承武（字廉十郎／生年八十五）」という、すでに引退し、齢八十にもなった老人であった。

後世、貞敏が請来、整理した調絃法は、尊重され、その後の日本の琵琶の調絃法の基礎となったから、貞敏の伝習は歴史的に評価されることになったわけだが、貞敏の生前や没後間もない時期にはそんなことはわからない。だから、彼は失意の中で帰国したかもしれないのである。しかしだからこそ、そのことがかえって、『三代実録』貞敏卒伝に、長安での伝習、劉二郎に絶賛され、その娘と婚姻する、などという輝かしい美談として語られることになったのかもしれない。『三代実録』は、国史という性格上、国体を重んじ、長安での伝習でなければならなかったことは容易に想像される。佐藤氏は、『実録』の編纂が貞敏の死後三十四年ののちであることから、当時のことを直接知る人はおらず、伝承の中で変化したものであろうとされる。しかし、卒伝と奥書の内容はかけ離れている。それを伝承の間の変化に片づけてしまうのは乱暴である。磯水絵先生が、『諸調子品』のいう廉承武の字（実際は

輩行か」という「廉十郎」と、卒伝のいう「劉二郎」の発音が似通っていることを指摘され、口頭伝承が介在していた可能性を指摘しておられる点は考慮されるべきだが、前述のように、貞保親王の『琵琶譜』によれば、貞保は貞敏の琵琶の調子の整理のことを、貞敏の息子良春から口伝えて聞いたと記しているから、貞敏のことは子孫によつて、少なくとも貞保にはほぼ正確に伝えられていたと見てよい。『諸調子品』も伝存しているのである。だから、卒伝のような伝習譚が生まれる背景には、やはり人為的な部分があることも想定しなければならない。筆者は、貞敏の伝習が歴史的業績として評価される前だったからこそ、貞敏の子孫、またはその周辺の人々によつて、貞敏の名誉のため、伝習のことが美談として語られており、それがやがて『実録』に収録された。収録の際にも表現その他に脚色が加わつたと、複数の段階——口承伝承の変化と人為的改変と——を経て、卒伝のような物語へと変わつていったと見たい。揚州は長安となり、廉十郎は伝承の間に「劉二郎」となり、数多くの調絃法と絃合は「譜数十卷」に及ぶ「妙曲」となつていったのである。もし、秘曲を伝授され、『文机談』にいうように、それがその後、天皇をはじめとする貴顕によつて相伝されていったのなら（『文机談』では、貞敏は文徳帝に秘曲を伝授したという）、そのことは貞敏の名誉であつて、卒伝にもそのことが記されてしかるべきではないかと思うのである。貞敏の息子を介して貞敏の功績を知つたという貞保も、『琵琶譜』にそうしたことは何も記していない。こうしたことも、のちに現れる貞敏の秘曲伝授譚の是非を考える上で、考慮されるべきことであろう。

おわりに

日本の琵琶の歴史観では、藤原貞敏が渡唐して廉承武より琵琶を習い、いわゆる三秘曲を伝授されたとするが、はたして三秘曲は伝授されたのか。本稿は結局そこを検証してきた。

従来の研究では、貞敏が渡唐して琵琶を学んだか、誰からどのように学んだかという点が検討され、それは『琵

『琵琶調子品』の貞敏奥書に記されることとあり、また貞敏が渡唐して揚州に滞在していたことなどを、円仁の『入唐求法巡礼行記』で裏付けてきた。しかし、三秘曲を伝授されたかという点は検討されてこなかった。それは日本の琵琶史観がまだ多くの研究者に信じられていたからであり、仕方のないことであった。だが、三秘曲が、承和の遣唐使の時代に確認できない、院政期以降の登場であるということになると、三秘曲を伝授されたところとは再検討しなければならない。そこで、貞敏の琵琶伝習を検討しなおしたわけである。

貞敏が渡唐して揚州で廉承武より琵琶を学んだことは事実と認められるが、三秘曲を伝授された事実は確認できない。だからそれはやはり院政期以降に付会された物語であろうというのが、現時点での結論であるが、ではそうした歴史観はどのように生まれていったのか、歴史観を記す文献を検討することは、冒頭に述べたとおり、紙幅の関係から本稿に続く別稿において考察したい。ここでは、本稿で新たに指摘したことを以下に整理して、ひとまず稿を閉じたい。

(二) 『日本三代実録』貞敏卒伝について

まず、『三代実録』貞敏卒伝に記すところは、『琵琶諸調子品』貞敏奥書の内容とことごとく相違し、これを佐藤氏が指摘されるような伝承の間の変化のみに帰結させることはむずかしい。都長安ではなく、揚州で齢八十の老人から学んだのは琵琶の調絃法のみであったという実態を覆い隠し、これを美談として伝えようとするものであって、そこには当然脚色も加えられたと考える。

また、貞敏が習ったという「両三調」は、のちの『文机談』等では、琵琶の三秘曲ともとれる書き方がなされているが、卒伝の文脈では、琵琶の調絃法と解するのが自然である。

(二) 『琵琶調子品』貞敏奥書について

『琵琶諸調子品』の貞敏の奥書は、貞敏が琵琶を習い終えた際、譜を贈られたことを記したものであって、これは従来言われているような「跋文」ではなく、伝授されたことを記した「奥書」であり、ここに記されていることが貞敏の学んだ内容であったと理解すべきである。「跋文」ならば、貞敏が編纂したものとの誤解も生じる。伝授されたものであるから、これは「奥書」である。

(三) 『琵琶諸調子品』の問題点

『諸調子品』の伝本、すなわち伏見宮本と院禪本はいずれも書陵部所蔵で、原本の閲覧が叶わないこともあってか、史料批判が進んでいない。そして、最古の写本とされる伏見宮本だけが複製本として刊行、公開されたという経緯もあり、伏見宮本を基本として研究が進められた。院禪本は結果的にはあまり顧みられていない。まず、こうしたことが問題の根底にある。

伏見宮本は、貞保の『琵琶譜』と『諸調子品』を合写したものであり、両者は成立も内容も異なる別個の文献であるが、複製本の伊地知氏解題が、これを合写したものと捉えず、貞保が『琵琶譜』編纂の際、『諸調子品』を「付載」したものであり、『諸調子品』は『琵琶譜』を構成する一部であると見做したことから、両者を一つの琵琶譜と見做す誤解を生じさせた。現在でも書陵部では、伏見宮本を「琵琶譜（延喜廿一年序、開成三年藤原貞敏跋）」、「編著者：貞保親王」「一名：南宮琵琶譜」とし、貞保が編纂し、貞敏が跋文を書いた一巻の琵琶譜としか理解できないような書き方がなされている。しかし、これでは唐の開成三年に唐で跋文が書かれ、その八十三年後の延喜二十一年に日本で序文が書かれた、貞保親王の琵琶譜ということになる。

本稿で指摘したことをまとめるなら、要点は二つ。一つは伏見宮本（またはそれに類する伝本）が『文机談』に代表される琵琶史観でいわれている貞敏から貞保への伝授を裏付ける史料として機能したこと。したがって、伏見宮本のように前半に貞保の『琵琶譜』を、後半に貞敏の『諸調子品』を置くかたちは、意図的に作られた可能性もあること。また、伏見宮本は、もとは貞保の『琵琶譜』、貞敏奥書の『諸調子品』、『琵琶諸調子譜』の三部三巻に分かれていたのを、書陵部で『琵琶譜』と『諸調子品』で二巻、『琵琶諸調子譜』で一巻の、二部二巻に再編したが、その根拠はわからないということである。伏見宮本のようなかたちが原態かどうかという問題もあるわけである。

いま一つは『諸調子品』末尾に記載される「啄木調」の、後人増補の可能性である。これは院政期以降登場する秘曲「啄木」にしか用いられない調絃法と同じものである。これが貞敏時代から存在し、貞敏が持ち帰ってきたものであるなら、唐時代にも啄木があり、貞敏が啄木を伝授されたということになる。

しかし、啄木は唐代の資料には見当らず、宋代になって登場、流行し、その後日本では院政期以降見られるようになるという（前述早川氏）から、貞敏奥書の『諸調子品』に啄木調が見られることは不可解である。啄木の記録が見られるようになり、啄木の伝授が行なわれていた院政期に成った師長の『三五要録』では、現行の琵琶の調絃法の一つとして啄木調を目録と譜本文には掲げているが、平安中期の貞保の『琵琶譜』には、啄木調は含まれておらず、また貞敏が帰朝後、数多くある調絃法を、四調子に整理したと説明する文章中にも啄木調は見えない。これは『三五要録』の説明でも同様である。これは、啄木が調絃法の変遷の歴史の中にはなく、院政期になってあとから加わったからではないかと考えると、説明がつく。また、『諸調子品』の啄木調は本文の末尾に、本文と奥書の間を埋めるように書かれており、奥書とは一行の余白もない。ふつう、奥書は本文を書き終えたのち、余白を数行置いて記すものである。啄木調の本文は二行であり、ちょうど本文と奥書の間の余白に相当しそうな行数である。

こうした、いくつかの状況を考えれば、『諸調子品』の啄木調は、後人が増補した可能性がある。また、啄木調には絃合が書かれていない。ほかの調絃法には書かれているのに、啄木調にはないのである。これは、この調絃法が当初は本文と奥書の間の余白に書き込んだものであったため、絃合を書くスペースがなかったからだとも解しうる。

そこで問題になるのは、伏見宮本の書写年代である。伊地知氏解題は「平安中期十一世紀前後」とする（これも書陵部のデータベースでは「平安中期」と微妙に変化している）。これが妥当かどうか検証も必要だが、これに従うなら、琵琶の家や秘曲、琵琶史観が登場するのが十一世紀末であるから、そのころ増補された写本が登場したとしても不思議ではない。むしろ、秘曲伝授は貞敏に始まるとする歴史観が語られるようになる背景には、こうした史料が要請され、増補された可能性を、積極的に考えるべきではないか。

（四）『入唐求法巡礼行記』に見る貞敏の動向

『行記』が、『諸調子品』の貞敏奥書に伝えるところと齟齬がなく、貞敏奥書の内容が貞敏の伝習の実態を伝えるものであることは、佐藤氏が指摘するとおりであるが、『行記』からうかがえることは、それだけではない。貞敏は揚州到着直前に下痢をおこし、病臥しており、揚州到着後早々に揚州觀察府からの琵琶博士派遣を願い出ている。また、長安行き一行が揚州を出立したのは、琵琶伝習後のことであったが、貞敏はこの一行に加わらず、依然として揚州滞在を続け、その後再び病臥して発心、出家を願い出るも、許可されなかったということがあった。したがって、彼が都長安には行かず、揚州で伝習することになったのには、下痢による病臥、体調不良があったと思われる。貞敏の琵琶伝習は、当初不甲斐ないものであったと考えられるのである。

(五) 貞敏の功績について

そんな琵琶伝習の結果が、その後変化したのは、貞敏が持ち帰った調絃法を整理し、演奏を容易にしたことにあり、またそれを後代の楽人が尊重し、受け継いできたからであった。貞敏が日本の琵琶の師資相承と秘曲の相伝の始原に置かれた理由の一つは、そこにあったと思われる。

ただし、貞敏が調絃法を習って帰朝した当時は、その調絃法がその後日本の琵琶の礎になるとは想像できなかったはずである。体調不良のため、都長安での伝習を叶えられず、揚州という一地方都市で、齢八十の老人からわずか二十日余り伝習を受けて学んだのは調絃法だけであったという実態は、当初は決して上首尾に終わったものとは言えなかった。だから、そのことがかえって、『三代実録』貞敏卒伝に、その琵琶伝習が、実態とはまったく異なる美談として伝えられることになったのではないか。

以上、佐藤氏の論文に導かれつつ、とくに福島氏や早川氏、林氏らの業績を参考にさせてもらいながら、私見を述べた。諸賢のご批正をお願いしたい。

(キーワード) 琵琶 藤原貞敏 貞保親王 琵琶譜 琵琶諸調子品 文机談 啄木 秘曲 入唐求法巡礼行記 廉承武)

付記

本稿は、基盤研究(C) 17K02294「琵琶師伝集『胡琴教録』の総合的研究」(研究代表者…ステイヴン・G・ネルソン氏)、研究活動スタート支援 20K22000「琵琶桂流の歴史的研究」(研究代表者…神田)の成果の一部である。

注

- (1) 『文机談』では菊亭本・伏見宮本ともに、巻二「四絃来我朝事」以下に、『平家物語』覚一本では巻七「青山之沙汰」に見える。
- (2) たとえば、『日本音楽大事典』(平野健次ほか監修、平凡社、一九八九年三月)「雅楽琵琶」項(田辺尚雄・平野健次執筆、

二九二・二九三頁)など。

(3) 小林加代子氏「楊貴妃と琵琶——楽琵琶の三曲の一つ「楊真操」と院政期の漢籍受容」(『アジア遊学一七四 中世寺社の空間・テクスト・技芸「寺社圏」のパス・スペクティヴ』大橋直義・藤巻和宏・高橋悠介編、勉誠出版、二〇一四年七月)は、楊真操の初見は院政期、大江匡房の「琵琶銘并序」であること、楊真操には楊貴妃が作ったとする由来譚がある(これも「琵琶銘并序」がその萌芽)が、それは院政期に宋から渡来した漢籍(『太平広記』『太平御覧』『楊太真外伝』等)に記される。楊貴妃が琵琶をよくしたとする話から生じたものと考えられることなどから、楊真操は日本で作曲されたか、とされる。

早川太基氏は、「琵琶曲「啄木」攷——宋代文人の聴いた音楽」(『東方学』一三二六号、東方学会、二〇一八年七月)において、宋代の文献に登場する啄木と日本の啄木は、どちらも啄木の生態を表現する技法がある琵琶独奏曲であること、宋代の啄木は嘉祐二年(一〇五七)以降流行。その後日本へ伝播したとして、藤原師長(一一三八〜九二)の『三五要録』に登場するのは時代的に齟齬がないこと、唐代以前(貞敏時代)に琵琶の独奏曲「啄木」は見えないことなどから、日本の啄木は、宋代の流行曲「啄木」が院政期に渡来したものと見方を示された。

ステイヴン・G・ネルソン氏は、「琵琶の音楽(調絃・曲種・奏法)——『源氏物語』宿木巻を起点に 付実演——」(琵琶実演・中村かほる氏) (二〇一九年度 説話文学会・仏教文学会12月合同例会シンポジウム「音楽と文学——『胡琴教録』の作者は鴨長明か——」(二〇一九年十二月七日、於二松学舎大学九段校舎)において、石上流泉は、『碯石調幽蘭』曲目一覧にその曲名が見出され、同曲は琴曲として伝来した可能性が高いことから、琴の演奏伝承が途絶えて行く中で琵琶に移されたかとされ、また上原石上流泉は、石上流泉と音楽的に近い関係にあることから、石上流泉の編曲かとされ、楽譜の初出は『源経信自筆琵琶譜』であり、桂流で珍重していた(『胡琴教録』上「手」)ことから、経信による編曲かとされている。

(4) 神田「中世日本の琵琶史観について」、説話文学会二〇二一年度大会研究発表、二〇二二年六月二十七日(日) オンライン開催。論文は二〇二二年度刊行の『説話文学研究』第五十七号に掲載予定。

(5) 『日本文学誌要』第三十二号、説話文学国文学会、一九八五年七月。
 (6) たとえば、豊永聡美氏「中世の天皇と音楽」吉川弘文館、二〇〇六年十二月、第二部「天皇の音楽の習得と御師」、第三章「御師の実像」、「藤原貞敏」、二二六頁。初出は、『日本音楽史研究』第四号、上野学園日本音楽資料室、二〇〇三年三月、原題は「藤原貞敏」管絃に秀でた官人」。猪瀬千尋氏「中世王権の音楽と儀礼」(笠間書院、二〇一八年二月) 第二部「空間と身体」第五章「琵琶秘曲伝授儀礼の形成をめぐる」一四三頁。

(7) 中世日本の琵琶史観が大筋で事実であるとの前提に立って論文が書かれているが、とくに琵琶史観でいわれている貞敏から貞保への師資相承(実際は貞保が貞敏没後の誕生なので成り立たない)を、「何某かが接点として介在していたことは疑いな

い」として、何者かが介在し、師資相承はつながつているとの見解を示しているが、その根拠は示されていない（注5の論文、二一頁下段）。

(8) 『平安時代史事典』下巻、古代学協会・古代学研究所編、角川書店、一九九四年四月、一八六三頁。

(9) 『新訂増補国史大系 日本三代実録』黒板勝美・国史大系編修会編、吉川弘文館、一九三四年七月、二二二～二二三頁。

(10) 原文は「於戲昔聞謝鎮西」。この解釈は、佐伯有清著『最後の遣唐使』（講談社学術文庫一八四七）講談社、二〇〇七年十一月、一七四頁による。初出は講談社、一九七八年刊。

(11) 注5の論文、十四頁下段に、「貞敏は劉二郎なる人物に砂金二百兩を贈つて二～三ヶ月の間琵琶曲を習い」とある。

(12) 『文机談』の貞敏琵琶伝習譚は、『三代実録』卒伝と『琵琶諸調子品』貞敏奥書の二つを折衷したものととなっている（詳細は本稿に続く別稿で述べるが、師の名前を『諸調子品』の廉承武に拠っているのは、ほとんど『三代実録』卒伝に拠っている）。菊亭本では巻二「夢相事」→「三秘曲伝授事」に、貞敏が夢告を得て、廉承武に砂金三百兩を贈り、「秘調秘曲を又二三相伝」したとする。三秘曲を伝授したことを示す部分だが、本文は、卒伝の「両三調」に対応させて「二三」となっている。なお、伏見宮本でも、巻二の「夢相事」には同じ話が載るが、こちらでは「この秘曲をさづく」とあって、「両三調」に対応させた表現は用いていない。卒伝の「両三調」が琵琶の三秘曲であるという解釈は、『文机談』以前では西流の師範藤原孝道の『琵琶灌頂次第』（元久二年（一一〇五）三月奥書）の、琵琶の秘曲の伝授作法を記した中で、次のように見える。

御師、座につきて後、人をめして、御をくり物あるべし。御剣、御衣、御馬牛など、しきの事なり。琵琶、箏などもあり。但、かやうの事、御心ざしによるべき也。大唐琵琶師劉二郎には、遣唐使貞敏贈砂金二百兩、妙曲を伝云々。貞敏云、「一言斯重、千金還軽」などいへり。（『圖書寮叢刊 伏見宮旧藏楽書集成一』宮内庁書陵部編、明治書院、一九八九年三月、二〇五頁）
こども『三代実録』卒伝の、貞敏が砂金二百兩を贈り、「両三調」を習ったとするくだりを、三秘曲の伝授とみなしていることは明らかである。なお、以下『文机談』の引用は、『文机談全注釈』（山岩佐美代子著、笠間書院、二〇〇七年十月）四〇～四一頁による。

(13) 『文机談』では、菊亭本は巻二の「女上牧馬事」に、伏見宮本では巻二「夢相事」の欠落箇所直後に記されている。本文は注12の『文机談全注釈』四一～四二頁による。

(14) 牧馬については、注13の女上に同じ。青山は、『平家物語』に見える話で、たとえば覚一本では巻七「青山之沙汰」に見える。

(15) 佐藤氏はその根拠として、『箏相承系図』に、「一説大唐女劉娘、授掃部頭藤原貞敏」とあることを挙げるが、「一説」であり、その続きに「此説、琵琶相伝之趣因准歟」とあり、また『三代実録』の貞敏卒伝を引いて「一案此説、貞敏習新声、雖無疑、殆有累代家風云々。然者往昔有彈箏曲、根源渡朝之事、可尋究」として、これを疑っている。箏の系図では左大臣源信が唐の

孫賓から学んだのをはじめとすることが多い。以上、『箏相承系図』は、『圖書寮叢刊 伏見宮旧藏楽書集成二』（宮内庁書陵部編、明治書院、一九九五年三月）二六〇〜二六一頁。

(16) 『新訂増補国史大系 続日本後紀』黒板勝美・国史大系編修会編、吉川弘文館、一九六六年八月、九〇頁。

(17) 磯水絵先生著『院政期音楽説話の研究』和泉書院、二〇〇三年二月、二二八〜二二九頁「玄象の記録（一覽）」による。

(18) 以上、※印以下の注は、塩入良道校注『入唐求法巡礼行記』(東洋文庫一五七、平凡社、一九七〇年二月)による。

(19) 注5の論文では、たとえば十四頁上段二行目。

(20) 『角川大字源』山田俊雄ほか編、角川書店、一九九二年二月、同年三月再版、五八七頁。

(21) 『倭名類聚抄』元和三年古活字版二十卷本、中田祝夫解説、勉誠社、一九七八年三月、四三頁下段。

(22) 『伏見宮本琵琶譜』解題、『琵琶譜』宮内庁書陵部編・刊、一九六四年三月。

(23) 『琵琶の明匠大納言宗俊の事並びに明匠八人の事』、日本古典文学大系84『古今著聞集』永積安明・島田勇雄校注、岩波書店、一九六六年三月、二〇七頁。

(24) 注6豊永氏論文。

(25) 福島氏「豊永聡美氏「藤原貞敏―音楽に秀でた官人―」について」、『日本音楽史研究』第六号、上野学園日本音楽資料室、二〇〇六年三月、二二三〜二二四頁。

(26) 貞敏の生没年は八〇七〜八六七年、六十一歳(前述『三代実録』卒伝)、貞保は八七〇〜九二四、五十五歳(『日本紀略』ほか)。

(27) 三の丸尚蔵館展覧会図録No.76「書之美、文字の巧」宮内庁三の丸尚蔵館・書陵部編、菊葉文化協会、二〇一六年九月、「琵琶譜」解説(二四〜五頁)、「琵琶譜」と『琵琶譜調子譜』(二六〜七頁)。なお、池和田氏は、この解説の中で、次のように述べておられる。

このこと(※院禪本では『諸調子品』が紙背に記されていること)から、『琵琶譜』(※いわゆる伏見宮本琵琶譜を指す)全二十五紙のうち、『琵琶譜調子品』(第十六紙目)から跋文(最後の第二十四紙目)に至る計十紙は、別の一卷を成していた可能性もあろう。あるいは、跋文は『琵琶譜』全体でなく、『琵琶譜調子品』のみの跋文なのかもしれない。

(二十七頁上段。※印以下は神田注)

氏は、この『諸調子品』末尾の貞敏の奥書を、基本的にはいわゆる「伏見宮本琵琶譜」全体の「跋文」と捉えておられる。しかし、院禪本では、『諸調子品』が紙背に記されていることから、貞保の『琵琶譜』と貞敏奥書の『諸調子品』とは、「あるいは」別個の文献である「かもしれない」というのである。しかし、前述したように、これは「あるいは」とか「かもしれない」の話ではない。もともと別個の文献であることは、貞保の序文と貞敏の奥書の内容から明らかかなことは見てきたとおりである。

問題は、いつ伏見宮本のように、前半に貞保の『琵琶譜』を、後半に貞敏奥書の『諸調子品』を置くかたちの伝本ができあがったかということである。

(28) 注12の『文机談全注釈』五〇頁。

(29) 拙稿「西園寺実兼編『啄木調』考——秘曲「啄木」の口伝書 付翻刻——」（『花園大学日本文学論究』第十三号、花園大学日本文学会、二〇二〇年十二月）で扱った「啄木調」は、琵琶西流の宗匠藤原孝道が書いた啄木譜を、その子孝時、その孫孝頼、その弟子西園寺実兼らが受け継ぐ中で随時加筆され、実兼が最終的にまとめたものを、実兼からその弟子藤原孝秀、同孝重、その弟子隆円を経て、伏見宮崇光院貞成親王へと渡った譜であり、琵琶の最重要曲啄木の譜が、西流師範家から西園寺家を経て、伏見宮家へと渡っていく過程がうかがえる。伏見宮家に現在伝わるものの中には、『図書寮叢刊 伏見宮旧藏楽書集成三』に収められているように、西流師範孝道周辺の楽譜・楽書が多くあり、西流師範家から西園寺家を経て伏見宮家に渡った楽譜・楽書はかなりの数にのぼるものと推測される。

(30) 注22の解題、一頁。

(31) 注3の早川氏論考。

(32) 注8の書、角田文衛「総説一」（一八頁）。

(33) 『雅楽—古楽譜の解説—』東洋音楽学会編、音楽之友社、一九六九年十二月。

(34) 新訂増補国史大系『尊卑分脈』第二編、黒板勝美・国史大系編修会編、吉川弘文館、一九八三年四月、五四四頁。

(35) 新日本古典文学大系41『古事談・続古事談』川端善明・荒木浩校注、岩波書店、二〇〇五年十一月、五三七頁。

(36) 伏見宮本（伏一五〇六）の紙焼き写真より翻刻。濁点・句読点・鉤括弧などを補った。小字の（ ）内は、会話の話者。なお、伏見宮本の翻刻『図書寮叢刊 伏見宮旧藏楽書集成二』（前掲注15に既出）では四五頁。

(37) 注33の書、二七四頁。

(38) 注18の書。

(39) 八月八日条に、第四船に乗船の「五名」が「身腫れて死せり」と見え、同十七日条には、船師佐伯金成が下痢で没したこと、同二十一日条には水手長佐伯全継の死が記録されている。

(40) 注5の論文、二三頁上段に、「三代実録」の完成時は既に孫や曾孫の時代になっており、そこにはかような異伝が生じていても不思議ではない隔たりがあったのである」とある。

(41) 注17の書、一九五—一九六頁。

（かんだ くにひこ／本学専任講師）

表1 貞保親王撰『琵琶譜』及び藤原貞敏奥書『琵琶諸調子品』伏見宮本・院禪本内容対照表

伏見宮本 (伏二〇七一、「平安中期十一世紀前後」写)	院禪本 (伏一〇二六、南北朝写)
<p>琵琶譜序</p> <p>「夫琵琶者…後日之張本而已」(延喜廿一年秋、貞保親王記)</p> <p>(目錄)「調子并十四」</p> <p>風香調^四 返風香調^四 黃鐘調^四</p> <p>手彈黃鐘^二 返黃鐘調呂声調子^二</p> <p>清調返清調品等 用法</p> <p>調子品法 案譜法</p> <p>風香調 丘泉一手</p> <p>(譜)</p> <p>同調 丘泉二手</p> <p>(譜)</p> <p>同調 丘泉三手</p> <p>同調 白力相手</p> <p>(譜)</p> <p>返風香調 丘泉一手</p>	<p>琵琶譜序</p> <p>「夫琵琶者…後日之張本而已」(延喜廿一年秋、貞保親王記)</p> <p>(目錄)「調子并十四」</p> <p>風香調^四 返風香調^四 黃鐘調^四</p> <p>手彈黃鐘^二 返黃鐘調呂声調子^二</p> <p>清調返清調品等 用法</p> <p>調子品法 案譜法</p> <p>風香調 丘泉一手</p> <p>(譜)</p> <p>同調 丘泉二手</p> <p>(譜)</p> <p>同調 丘泉三手</p> <p>同調 白力相手</p> <p>(譜)</p> <p>返風香調 丘泉一手</p>

(譜) 同調 丘泉二手
(譜) 同調
(譜) 同調
(譜) 同調
黄鐘調律音
(譜) 同調律音
(譜) 同音 呂音
黄鐘調手彈
(譜) 又説 (譜)
同調手彈
(譜) 手彈用手法

(譜) 同調 丘泉二手
(譜) 同調
(譜) 同調
同調
(譜) 同調
黄鐘調律音
(譜) 同調律音
同音 呂音
(譜) 黄鐘調手彈
(譜) 又説 (譜)
同譜 手彈
(譜) 手彈用手法

藤原貞敏による琵琶伝習の実態

(識語)「大略如是委曲用口伝耳」
(以下なし)

(識語)「大略如是委曲用口伝耳」
調子十一条同元梁荷之撰

一越調 沙陀調

平調 性調 大食調 乞食調

双調 水調 黄鐘調 盤涉調

曲百三十七条無之

一越調十五条…… 沙陀調十五条……

平調廿九条…… 性調九条…… 道調一条……

太食調廿五条…… 乞食調五条…… 双調四条……

水調五条…… 黄鐘調十六条……

盤涉調十七条…… 忿調二四……

黄鐘調六三…… 一越調一二……

平調二三…… 盤涉調七四……

沙陀調一二…… 无調上一五下三八

平調……

(一行余白)

上音風香調 中音淨 下音黄鐘調

風香調…… 返風香調……

黄鐘調…… 清調……

調子品

風香調

返風香調

黃鐘調

清調

其琵琶調子品、其數繁多、忽不可彈尽。然貞敏朝臣、究彈諸調、無所不貫。綜而或其音不殊美、或合笛多迂。仍定四調備雅樂（是四調子則是也。故陸奧介良春之謂傳也）。若多欲知諸調、周案譜可覚。必不可拘師伝。

案譜法

絃名

今案、諸譜如唐譜。只押一柱彈之。如師伝打加多絃而彈之。又唐譜、少注音師伝多注音加以諸調子譜中皆有品絃（以下料紙欠落か）

（以下なし）

其琵琶調子品、其數繁多、忽不可彈尽。然貞敏朝臣、究彈諸調、無所不貫。綜而或其音不殊美、或合笛多迂。仍定四調備雅樂（是四調子則是也。故陸奧介良春之謂傳也）。若多欲知諸調、同案譜可覚。必不可拘師伝。

（絃名）

今案、諸譜如唐譜。只押一注之。如師伝打加多絃而彈之。又唐譜、少注音師伝多注音加以諸調子譜中皆有品絃而世不彈伝如是事、須依准于本自所伝師説手以意消息可不必守膠柱之。

琵琶調子譜

風香調一手

（譜）

二手

（譜）

同二手

（譜）

同調三手 陳太娘

(譜)

四手

(譜)

同調

(譜)

同手

(譜)

返風香調

丘泉一手

(譜)

二手 丘泉

(譜)

三手 番仮宗

(譜)

同調四手 白力相

(譜)

同調

(譜)

黄鐘調 一手

(譜)

二手

(譜)

返黄鐘調

(譜)

同調

(譜)

清調

(譜)

双調

(譜)

絃名并暗譜法

末尾「委曲用口伝可」
(ママ)

(以下余白七行)

(以下紙背、同筆)

琵琶諸調子品

杳越調 平調品之内但以絃合別之

絃合

(譜)

(料紙変わる。筆跡、書式は同じ)

琵琶諸調子品

杳越調 平調品之内但以絃合別之

絃合

(譜)

藤原貞敏による琵琶伝習の実態

壹越上調

絃合

(譜)

沙陀調

平調之内絃合

(譜)

双調

絃合

(譜)

平調

絃合

(譜)

大食調

絃合

(譜)

乞食調

少食調

道調

絃合

(譜)

壹越上調

絃合

(譜)

沙陀調

平調之内絃合

(譜)

双調

絃合

(譜)

平調

絃合

(譜)

大食調

絃合

(譜)

乞食調

少食調

道調

絃合

(譜)

黄鐘調
絃合(譜)
大黃鐘調
絃合(譜)
水調
絃合(譜)
万涉調
絃合(譜)
風香調
絃合(譜)
返風香調
絃合(譜)
仙女調
絃合(譜)
林鐘調
絃合(譜)
清調
絃合(譜)
殺孔調

黄鐘調
絃合(譜)
大黃鐘調
絃合(譜)
水調
絃合(譜)
万涉調
絃合(譜)
風香調
絃合(譜)
返風香調
絃合(譜)
仙女調
絃合(譜)
林鐘調
絃合(譜)
清調
絃合(譜)
殺孔調

絃合(譜)

難調

絃合(譜)

仙鶴調

絃合(譜)

鳳凰調

鴛鴦調

絃合(譜)

南品調

絃合(譜)

玉神調

絃合(譜)

碧玉調

絃合

(譜)

難調

絃合

(譜)

仙鶴調

絃合

(譜)

鳳凰調

鴛鴦調

絃合

(譜)

南品品兼調

絃合

(譜)

玉神調

絃合

(譜)

(なし)

絃合（譜）

啄木調（※絃合なし）

（奥書）大唐開成三年九月廿九日藤原貞敏

（なし）

啄木調（※絃合なし）

（奥書）大唐開成三年九月廿九日藤原貞敏

（奥書）「治曆五年三月廿六日於東山書了僧院禪」

表2 『入唐求法巡礼行記』に見る貞敏の動向

(貞敏に係る記事の中から主なものを抜粋した。ゴシックは貞敏の名が見えるもの。それ以外は貞敏の名は見えないが、貞敏も行動をとともにしていると思われるもの。【 】内は『琵琶諸調子品』貞敏奥書の内容。*以下は神田注。〔 〕は推定または補訂。原文の訓読は東洋文庫本により、私訂を加えた)

日時	事項
承和5年(838)	
6月13日	円仁、第一船に乗船。風を待ち、博多で三日間停泊(5頁)。*後述11月29日条に、「第一船の〔准〕判官藤原朝臣貞敏」とあるので、貞敏は円仁らとともに第一船に乗船したらしい。以下、貞敏は第一船に乗船したものとみなして記す。
同17日	出帆。志賀の島に到り、風を待つて五日間停泊(5頁)。
同23日	有救島に到る。出帆(5頁)。
同24日	第四船と別れる(5頁)。
同29日	遠方に火の光を見る(8頁)。
7月2日	西方に島あり。迎船来たる。円仁ら、揚州海陵県白潮鎮桑田郷東梁豊村に到る(8～9頁)。 *なお、円仁が伝え聞いた話として、以下の事項を記す。1日に壬生開山を遣わして救船を求めさせ、大使藤原常嗣らは29日に別艇を出して揚子江口の葦原の間に漂着。大使らの船は揚子江口の浅瀬で船底がついて動かなくなり、「判官以下」が纜を取って船を引いたという。貞敏は大使らに同行したか(貞敏は准判官)(9～11頁)。
同3日	掘港に着く。白潮口に到り、唐人らより第四船が北海に着いた由を聞く。円仁ら、白潮鎮で先行していた大使らと合流。延海村の国清寺に宿泊(10～11頁)。
7月24日	海陵県西池寺に宿泊。午前10時、遣唐使以下西池寺を出発(26頁)。申の刻(16時)、宜陵館に着く。「准判官藤原貞敏、卒爾に下痢せるにより、諸船は此の館の前に於いて停泊す。両僧(※円仁・円載)、船を下りて病者を看問す」(26～27頁)。
同25日	揚州に着き、大使らは上陸して宿泊。留学僧らは船にとどまる(27頁)。
同26日	円仁ら、船を下りて、江南の官店に宿泊する(27頁)。*その後、留学僧らは開元寺に移ってそこを宿所とするが、その他はこの江南の官店が宿所となったか。
8月1日	円仁ら、使衙(遣唐使本部)に請益僧らを台州国清寺に行くことを請う牒を出す(36頁)。
同3日	台州国清寺に行くことを請う牒状を觀察府に提出する(36頁)。

日時	事項
【8月7日】	【国使藤原常嗣、王友真を通じて牒状を揚州觀察府に琵琶博士の派遣を依頼（『琵琶諸調子品』貞敏奥書）】
同10日	揚州觀察府、勾当日本国使王友真を通じて、円仁ら一行に、揚州開元寺にとどまるよう、通達する（39頁）。*王友真は、遣唐使節担当の官を勤めた人物で、『琵琶諸調子品』貞敏奥書にも登場する。
同24日	揚州觀察府の命で、円仁・円載らは江南官店を出て開元寺に移住する（40頁）。
【9月7日】	【揚州觀察府、牒状により、琵琶博士で、州衙〔州の役所〕の前第一部の廉承武（生年八十）を派遣。開元寺の北の水館で、貞敏に「弄調子」を伝習する（『琵琶諸調子品』貞敏奥書）】
同9日	節度使李相公、日本国使のために宴会を催す。大使は出席せず、判官以下集まる（42頁）。*「判官以下」とあるので貞敏も参加したか。
同16日	李相公より、請益僧らの台州派遣は、遣唐大使が長安に行き、そこで許可を得ることとなるだろうという（43～44頁）。
同29日	節度使李相公、長安行きの人々のため、水館（水路の官設宿舎）で送別会を開く（44頁）。
【同日】	【貞敏への琵琶伝習終わる。廉承武より譜（『琵琶諸調子品』）を贈られ、その旨を同譜巻末に記す（『琵琶諸調子品』貞敏奥書）】
10月4日	長安行きは、大使藤原常嗣、判官長岑高名、同菅原善主、録事高岳百興、同大神宗雄、通事大宅年雄、請益生伴須賀雄、真言請益僧円行ら、雑職（職事官）以下35名（45頁）。
同5日	長安行き一行、船に乗り、長安へ向け出発（46頁）。
11月29日	「第一船の〔准〕判官藤原朝臣貞敏、先ごろより病に臥して辛苦す。殊に発心して、妙見菩薩・四天王の像を画作せんと擬す。仍つて、此の日を以つて、大使の僱人粟田家継をして、此の寺に到りて仏を画く処を定めしむ」（71頁）*このころ、円仁ら、天台山行きの勅許を待って、引き続き揚州開元寺に滞在。
12月2日	「本国留後の官（※揚州残留の藤原貞敏を指す）、惟正らをして受戒せしむる為に、更に〔李〕相公に帖（牒）す。先の帖（牒）は所由に送ると雖も、しかしながら勾当王友真、路間に失却す。仍つて今更に帖を送るなり」（71頁）*貞敏はついに出家、受戒を望むが、使に立った王友真は李相公に届ける途中でその牒を紛失したという。貞敏を揚州残留の官と記しているから、長安に行かなかったことはここからも明らかである。
同5日	「〔妙見菩薩・四天王の〕図画の事畢んぬ」（71頁）

日時	事項
同9日	「本国の〔准〕判官藤原朝臣貞敏は、開元寺に於いて齋を設く。五貫六百文を出し、食を作りて新たに画ける阿弥陀仏・妙見菩薩・四天王の像、並びに六十余僧を供養す。且は斯の日を以つて、竜興寺法花院の壁にある南岳〔慧思〕・天台〔智顛〕、両大師の像を写さしむ」(73頁)。
同18日	遣唐大使ら一行、12月3日に長安に到るの報届く(73頁)。*12月2日の時点で、貞敏は揚州にいた。『三代実録』貞敏卒伝に「上都(長安)に達し」た(原漢文)とするのは誤り。
開成4年(承和6年、839)	
1月21日	遣唐大使らの昨年12月6日付の手紙が届く(80頁)。
2月6日	揚州観察府、揚州残留の一行に対し、天子の勅による禄を支給する(120頁)。
同8日	長安より、天台山行き勅許が得られなかった旨の手紙が届く(120頁)。
〔同12日〕	〔長安行き一行、楚州に到着し、滞在(121頁。2月20日条)〕。
2月17・18日	楚州に向かうため官私の雑物を船に載せる。請益・留学の僧らは開元寺を出て、平橋館に移って船を待つ(120～121頁)。
同19日	早朝、諸官人は州の役所に行き、揚州節度使李徳裕に拝謁。申の時(16時)乗船(121頁)。
同20日	長安行き一行のうちの十余人帰還。大使らは12日に楚州到着と聞く。未の時(14時)出発(121頁)。
同24日	申の刻(16時)、楚州着。揚州残留の判官(※貞敏ら)か、録事らは下船して大使らに会う。夕刻、円仁らの僧も大使に会い、天台山行き勅許が降りなかったこと、その理由が遣唐使一行の帰朝が迫っているから天台山まで行ってくる時間がないというものがあったこと、留学僧の円載だけは天台山行きが許されたことなどを聞く(123頁)。
同28日	円載、天台山へ向け出発(126頁)。
3月5日	円仁、唐に留まりたい旨の書状を大使常嗣に送ると大使は、引きとどめることはしないが、唐の国の政治は厳しいから、罪に問われ、悩むことにならないか、よく考えよとのことであった(127頁)。
同22日	帰朝の一行、酉の時(18時)に出発。船頭は第一船は大使常嗣、第二船は長岑判官、第三船は菅原判官、第四船は藤原貞敏判官、第五船は伴判官。円仁、第二船に乗る(128頁)。*以後、一行は淮河を下る。なお、船は全九隻。第六船以下の船頭は記載なし。

日時	事項
同23日	円仁、延暦寺に送る手紙を、大使の従者で絵師の粟田家継に託す(128～129頁)。
4月1日	(3月29日に河口に出て)大使ら一行は上陸し、渡海の順路について議論(130～131頁)。
同5日	大使ら一行、ここより渡海することを決意。円仁ら四人は唐に留まる。辰の時(8時)出航。円仁ら、これを見送る(132～133頁)。 *その後、円仁はすぐ捕らえられ、第二船に乗る。
7月23日	(以後大使一行九隻は山東半島沿岸を北行し、天候の回復を待つ。山東半島突端の)赤山浦より渡海(178～179頁)。*円仁らはわざと取り残されて唐の国に留まることを得る。
[8月14日]	[大宰府より、第六船の船頭大神宗雄ら帰着の報、都に届く。一行は新羅の西南岸に沿って航行(『続日本後紀』)]
[8月24日]	[大宰府より、大使藤原常嗣ら(貞敏含む)率いる七隻、松浦郡生属嶋に帰着の報、都に届く(『続日本後紀』)]
[9月16日]	[大使ら一行、帰洛(『続日本後紀』)] *第二船はその後南海の賊地に漂着、苦節を経て、大隅国に着いたことがわかったのは翌年の4月8日、6月18日であった。

※作成にあたっては、深谷憲一氏訳の『入唐求法巡礼行記』(中公文庫、1990年11月)、佐伯有清著『最後の遣唐使』(講談社学術文庫、2007年11月)を参照した。